

小学校教諭免許状取得

（小C） 中学校教諭免許状等を取得した時の単位を流用し、一種免許状を取得する。

【根拠規定】 教育職員免許法別表第1（課程認定大学での一般的な方法での免許状の取得）

- 1 教育職員免許法別表第1により中学校教諭免許状等を所有している方が、別表第1により、小学校教諭一種免許状を取得するために必要な単位は以下の通りです。
- 2 別表第1により免許状の授与を受ける場合は、必ず課程認定を受けている大学の指導に従って単位を修得してください。（教育職員免許法施行規則第22条の4）
- 3 旧法下（及び旧法以前）で中学校免許状等を取得した方は、免許状を取得した大学に中学校免許状等を取得する際に修得した単位を新法に読み替えて「学力に関する証明書」を発行し、流用できる単位を確認して下さい。
- 4 既に別表第1により中学校免許状を取得している場合には、介護等体験の必要はありません。

【基礎資格】 学士の学位を有すること（一種免許状）

教育職員免許法施行規則に規定する科目（第3条）		左項の各科目に含めることが必要な事項	必要単位	流用単位
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項※ ※国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育および外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得すること。 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）（注1）	30	0
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	8 (注4)
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法（注2） 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法（注3） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	2 (注5)
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習（注6） 教職実践演習	5 2	3 2
第6欄	大学が独自に設定する科目	大学が独自に設定する科目 ※第2欄、第3欄、第4欄、第5欄で修得した単位の余剰分を充てることができる。	2	0
総計			59	15

- (注1) 一種免許状の授与を受ける場合は、全ての教科（※と同様）の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を修得しなくてはならない。（教育職員免許法施行規則第3条表備考第3号）
- (注2) 一種免許状の授与を受ける場合は2単位以上を修得しなければならない。（教育職員免許法施行規則第3条表備考第4号）
- (注3) 1単位以上を修得しなければならない。（教育職員免許法施行規則第3条表備考第4号の2号）
- (注4) 別表第1により中学校及び高等学校免許状を取得する際に修得した「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」は流用できない。
- (注5) 別表第1により中学校及び高等学校免許状を取得する際に修得した「教育の方法及び技術」は流用できない。
- (注6) 幼稚園、小学校又は幼保連携型認定こども園において教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の証明をもって、経過年数1年（常勤）について1単位の割合で、表に掲げる各教科の指導法又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、替えることができる。教育実習に学校体験活動(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習による単位の流用(3単位)を認めない。（教育職員免許法施行規則第2条表備考第8・9号）

教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目		単位数
日本国憲法		2
体育	別表第1により中学校教諭免許状等を取得した方は、改めてこの4科目を修得する必要はありません。	2
外国語コミュニケーション		2
数理、データ活用及び人工能に関する科目又は情報機器の操作		2